

郡山市行政財産使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月25日

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市条例第16号

郡山市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

郡山市行政財産使用料条例（昭和42年郡山市条例第86号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
区分	使用の種類	使用料	区分	使用の種類	使用料
土地	建物、施設、工作物、物件、駐車場等の用地等として使用する場合（次に掲げるものを除く。）	期間が1月以上の場合にあっては、次の算式により算出される額 期間が1月に満たない場合にあっては、次の算式により算出される額に100分の110を乗じて得た額 （当該土地の適正な価格×3×使用許可日数×使用許可面積）／（公有財産の登録面積×100×365（又は366））	土地	建物、施設、工作物、物件、駐車場等の用地等として使用する場合（次に掲げるものを除く。）	期間が1月以上の場合にあっては、次の算式により算出される額 期間が1月に満たない場合にあっては、次の算式により算出される額に100分の110を乗じて得た額 （公有財産の登録価格×3×使用許可日数×使用許可面積）／（公有財産の登録面積×100×365（又は366））
	(略)			(略)	
建物		市有地の上にある建物にあっては、次の算式(1)により算出される額に100分の110を乗じて得た額 市有地以外の土地の上にある建物にあっては、次の算式(1)及び(2)により算出される額の合計額に100分の110を乗じて得た額 (1)（当該建物の適正な価格×6×使用許可日数×使用許可面積）／（公有財産の登録面積×100×365（又は366）） (2) (略)	建物		市有地の上にある建物にあっては、次の算式(1)により算出される額に100分の110を乗じて得た額 市有地以外の土地の上にある建物にあっては、次の算式(1)及び(2)により算出される額の合計額に100分の110を乗じて得た額 (1)（公有財産の登録価格×6×使用許可日数×使用許可面積）／（公有財産の登録面積×100×365（又は366）） (2) (略)
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の郡山市行政財産使用料条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用の期間に係る使用料の額について適用し、同日前の使用の期間に係る使用料の額については、なお従前の例による。